

5. 高齢者福祉の充実

高齢者、特に独居老人の食の確保と安心して受けられる医療体制など、高齢者が自立し日常的生活をおくことが出来る対策を進めます。

健康管理は、自分で出来ることは自分でやることが基本であり、高齢者の自らの出来る能力を活かして維持していく介護予防対策を進めます。

また、積極的に出かけ、人と交流して自分の役割と目的を持ち、自分らしい生活を営むこと、技術や知識を次世代に伝承する活動を支援します。

高齢者福祉の拠点施設としての総合福祉センター「しあわせ」及び「いこい荘」の効率的な運営を図るため、社会福祉協議会との連携を強化し、高齢社会に対応した総合的福祉体制を整備します。

高齢者・子どもの居場所作り

特別養護老人ホーム「ゆうらく」を、地域との交流を進める場所、高齢者と若者が日常から交流し合える場所としての環境を整えて、子どもの居場所として高齢者と共にし、高齢者だけではなく子どもが利用できる居場所としての検討を行います。

高齢者の社会貢献

シルバー人材センターへの加入など、高齢者の持てる技術や能力を活かした社会貢献を進めるとともに、高齢者が地域を支える担い手として社会参加できる環境整備に努めます。

6. 児童福祉の充実

親の資質により、子供が受けるサービスに格差がない仕組みと支援を進めるとともに、「子育てサークル」や各種団体の活動を支援など住民参画による子どもの健康づくりを進めます。

不安や悩みを抱えた子どもや保護者が、気軽に話し合い相談できる体制づくりと、保護者を対象として子育てに関する学習の機会を充実し、児童の健全育成に努めます。

家庭と保育園や学校との連携を強化して家庭や地域の要求・要望を十分に把握し、保護者の利便性に配慮した魅力ある保育園づくりと、地域の実情にあった保育体制を整備し円滑な運営を目指します。

また、4保育園の修繕等の整備を計画的に実施して、子どもたちの安全と健全保育ができる環境の向上に努めます。

町内にある施設を多目的に使えるよう整備と活用を検討し、一時保育の実施、障害児保育や乳児保育の充実を検討します。

学童保育などの放課後児童対策を進め、集団での遊びの中から、社会性・協調性など人格形成に役立てます。

また、社会福祉協議会が行う「プレーパーク」等の子どもの遊び場を提供する活動をより一層進めます。

少子化対策

子どものいる家庭を社会がどう支えるかという視点から政策を検討し、子どもを生み育てられる環境づくりを進めます。

出産祝い金・月々の育児・児童手当の支給、保育料の減免、中学生までの医療費の支援など、目に見える形での実質的な対策を検討し、親が働きつけながら子育てができる環境を整えます。

7. ひとり親家庭対策の充実

ひとり親家庭が抱えている問題を解消し、自立を援助するための相談事業の拡充に努めるとともに、訪問介護員（ホームヘルパー）や保健師の派遣などにより生活支援を充実します。

8. 障害者（児）福祉の充実

人は、それぞれに違いがあることを認め、障害者（児）が共生できる施策の実施と、町民の意識改革と理解や協力を求める啓発・広報活動と社会奉仕活動を進めます。

障害者や家族が安心して地域生活を送るための在宅福祉サービスを充実させるとともに、障害者（児）の自立支援のため、障害者団体活動の団体間の連携と共同生活を支援します。

また、障害者（児）の生活の安定と社会参加を進めるため、歩道の段差解消・外出支援など障害者に配慮したまちづくりと雇用の確保やスポーツ・文化活動への参加に努めます。

障害の発生を未然に防ぐため、保健指導を通じて妊婦健診・乳幼児健診・予防接種等を行い、障害の早期発見・早期対処に努めます。

また、健康管理センター「すこやか」を拠点として保健師等の訪問指導を充実することにより、相談指導体制の整備、障害の程度に応じた適切な医療と機能回復訓練・療法・援助の提供に努めるとともに、広報誌等による予防知識の普及と啓発に努めます。

9. 低所得者対策の充実

低所得者に対する保障制度を充実して最低生活費を保障し、子どもへの教育保障に努めます。